

2021 (R3) 年7月7日 (水)

山口県弁護士会所属 登録番号37149

ひよりやま No.20

弁護士 前田将志

山口県下関市丸山町三丁目2番1号 吉岡ビル2B TEL 083-242-5894 FAX 083-242-5895

「ひよりやま」が20号を迎えました。2016年8月の創刊号にはリオ五輪の話題を掲載しており、この5年間を振り返ると感無量です。こんな拙い通信を読まれる方はあるまいと思っていましたが、ご丁寧に感想を送ってくださったり、内容について「もっと詳しく説明してほしい」と連絡してこられたり、「ひよりやまを見たから」と相談・依頼に来られたり……皆様の温かい励ましによって書き継ぐことができました。心からお礼申し上げますとともに、引き続きご愛読くださいますようお願いいたします。

おかげさまで前田将志法律事務所は設立当初のビジョン通り着実に成長しています。近年の特徴としては「**相続に関する業務**」が増えており、事務所としても特に力を注いでいます。相続人の代理人として事案にかかると、親族間の『歴史』や『感情』も絡んでくるため単純に割り切れない部分が見えてきます。当事務所では依頼者のお話をお聞きして「想い」をしっかりと汲み取ったうえで、法律の専門家としての客観的な意見をお伝えし、最善の解決方法を目指しています。お悩みの際はぜひ一度ご相談においでください。

選択的夫婦「別氏」制度

※ 日常生活では「苗字(みょうじ)」とか「姓(せい)」ともいいますが、法律的には「氏」です。あらかじめご理解ください。

6月23日、いわゆる『夫婦別姓』を認めない「民法」と「戸籍法」の規定は憲法違反だとして、事実婚(正式には婚姻届けを出していない)の夫婦が、別姓による婚姻届けの受理を求めた裁判で、最高裁判所は「民法」等の規定は「合憲」として申し立てを棄却しました。

ご存じの通り、民法第750条には「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い夫または妻の氏を称する」と定められています。山田一郎さんと佐藤花子さんが結婚したら、山田、佐藤どちらでもよいから氏を一つにしなければいいということです。多くの夫婦が男性の氏である山田さんにしますね。私も夫婦も夫であるわたしの前田にしています。この度のご夫婦は山田一郎と佐藤花子のままで婚姻届けを受け付けてほしい、それを認めないのは憲法第24条の「婚姻の自由」などに違反すると訴えたのです。



【山田一郎さん】 【佐藤花子さん】 このことについてはすでに2015年に「合憲」判断がなされており、今回の判決が注目されたのですが、この間の女性の就業率や「選択的夫婦別氏制度」導入に対して賛成の人が増えたことを考慮しても「合憲」判断を変えるべきとは認められない、との判決になりました。そして「この種の制度の在り方は国会で論ぜられ、判断されるべき事柄」とされたのです。みなさんはどうお考えでしょうか。

ちなみに、尾脇秀和さんの「氏名の誕生」によると、明治8年には政府は「女性は結婚後も実家の苗字を使用する」ことを基本方針としていましたが、明治31年の民法で「戸主とその家族はすべて同姓」と定められたそうです。古くからずっと夫婦同姓というわけではなかったのですね。